

はじめに

感染が急拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2023年5月8日に指定感染症(五類相当)に変更となります。政府の対応に合わせて本指針も大きく改訂しますので、柔道の練習や大会開催時の参考として下さい。なお、今回の指針の改訂は2023年5月8日から適用されます。それまでは、指針6.1をご参照ください。

1) 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性と判定された場合の練習の再開と大会への参加について

症状発現日を0日目として6日目以降、かつ症状軽快から24時間以上経っていれば 練習の再開や大会への参加が可能です。ただし、通常発症10日頃までウイルスは検出されなくなりますが、時に長期にウイルスが検出されることがあります、感染力がゼロになるわけではありません。お互いがマスクなしで15分以上接触すると感染する可能性が高くなります。大事な試合などが控えている場合はマスクの着用や食事を共にしないことをお薦めします。学校等における練習の再開や大会参加に関しては上記を考慮し、最終的に所属の長の判断に従ってください。

2) チーム内に新型コロナウイルス感染症の検査陽性者が発生した場合の練習の再開と大会への参加について

健康状態に問題のないメンバーは練習の継続や大会への参加が認められます。

感染流行時は「柔道練習・試合再開の指針（Version 6.1）」を参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するQ&A

Q1. チームで発熱者が出たのですが、練習の継続や大会への参加はどのように考えればよいでしょうか？

A. 発熱者は医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。健康状態に問題のないメンバーは練習の継続や大会への参加が認められます

Q2. 練習や大会でのマスク着用はどのように考えればよいでしょうか？

A. 特に着用を求めません。学校等においては、最終的に所属の長の判断に従ってください。

Q3. 感染者が多く発生した際、全柔連に報告する必要はありますか？

A. 特に必要はありません。

Q4 署の消毒は必要でしょうか？

A. 必須ではありません。流行の状況・所属内での感染者発生に応じて消毒を行うことを考慮してください。

Q5 練習や大会前の健康記録表・検温などは必要でしょうか？

A. 特に必須ではありませんが、普段から自身の健康管理に気を配り、体調の変化を知るために検温などによる体温や呼吸器症状等*の有無の記録などをしておくことが推奨されます。（呼吸器症状とは、咳、咽頭痛、鼻水、鼻詰まり、くしゃみなどです、頭痛、腹痛・下痢等の症状にも注意してください）

Q6 大会での観客の感染対策はどうすればよいですか？

観客数、マスク着用、声援、会場内の飲食に関して、特に制限を求めません。感染の拡大がある場合は、これらの制限について適宜ご考慮ください。

Q7 大会に感染対策マネージャーを置く必要はありますか？

A. 必須ではありません。感染が流行しているときは感染対策マネージャーを置くことや、入場時の検温や健康記録表提出について検討してください。

Q8 濃厚接触者の扱いはどのようにすればよいでしょうか？

A. 新型コロナウイルス感染症について、保健所から濃厚接触者として特定されることはありません。ただし、身近に新型コロナウイルス感染症にかかった人がいれば、感染する可能性は高くなります。同居する家族や寮の同室者などが感染した場合、マスクを着用して部屋を分けるなど接触を避け、感染しないようご注意ください。咳・発熱など症状などが出た場合には速やかに病院を受診しましょう。

*お問い合わせが多くあった質問に関しましては、順次 Q&A を追加してまいります。